

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年6月26日(2014.6.26)

【公表番号】特表2013-531839(P2013-531839A)

【公表日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【年通号数】公開・登録公報2013-042

【出願番号】特願2013-511363(P2013-511363)

【国際特許分類】

G 06 F 9/44 (2006.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 06 F 9/445 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/06 620K

G 06 Q 50/10 100

G 06 F 9/06 610Q

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月12日(2014.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ソフトウェア問題報告を管理するためのコンピュータ実装されたシステムであって：

1つまたは複数のコンピュータプロセッサと；

前記コンピュータプロセッサによってアクセス可能であり、前記1つまたは複数のコンピュータプロセッサによって実行される時、

多数の異なる開発者組織からの複数のソフトウェアアプリケーション開発者を登録するように構成された登録サブシステムと；

前記複数のソフトウェアアプリケーション開発者からのオンラインアプリケーションストアに提供された複数のアプリケーションを、コンピュータサーバシステムから遠隔にあって複数のユーザに関連付けられる複数のコンピューティングデバイスへの分散に利用可能にする前記オンラインアプリケーションストアであって、前記複数のユーザおよび前記多数の異なる開発者組織は、互いに独立し、前記オンラインアプリケーションストアを経営する組織から独立している、前記オンラインアプリケーションストアと；

前記オンラインアプリケーションストアを使用して分散された前記複数のアプリケーションのアプリケーションに関する問題の報告を受信するように、前記問題に関するデータを受信するように、および前記複数のアプリケーションのうち特定のアプリケーションまたは前記特定のアプリケーションのうち特定のソフトウェアアプリケーション開発者に前記データを関連付けるように、プログラムされたアプリケーションバグ追跡装置と；

前記複数のアプリケーションのうち1つまたは複数のアプリケーションを提供したソフトウェアアプリケーション開発者に対する1つまたは複数の問題報告を生成するための報告生成装置であって、前記1つまたは複数の問題報告は、前記ソフトウェアアプリケーション開発者によって前記オンラインアプリケーションストアへ提供された、前記1つまたは複数のアプリケーションの、特定のアプリケーションに関する問題に関する前記データについての情報を含む、報告生成装置と；

を実装する命令を格納する1つまたは複数のコンピュータ読み取可能なデバイスと；

を具備し、

前記登録サブシステムは、前記ソフトウェアアプリケーション開発者によって前記オンラインアプリケーションストアに提供された各アプリケーションに対して、前記ソフトウェアアプリケーション開発者のアカウントを、前記ソフトウェアアプリケーション開発者の1人または複数人ごとに関連付けるようにさらに構成されることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記問題は、アプリケーションクラッシュ、アプリケーションフリーズ、過度のバッテリ使用、および手動で起動されたコンピューティングデバイスユーザコメントのうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記問題の報告が特定のコンピューティングデバイスモデルまたはコンピュータオペレーティングシステムに関する問題を示すか否かを判断するために、多数のアプリケーションにわたる問題の報告を分析するようにプログラムされたバグ分析装置をさらに具備することを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記バグ分析装置は、特定のデバイスモデルまたはオペレーティングシステムバージョンに関して統計的に比較的高い報告頻度で判断することによって、問題の報告が特定のコンピューティングデバイスモデルまたはコンピュータオペレーティングシステムに関する問題を示すことを判断することを特徴とする請求項3に記載のシステム。

【請求項5】

前記システムは、前記開発者が取得する権利を有する前記特定のアプリケーションのユーザに関する情報がどれくらいあるのか判断する信用レベルに基づき、前記開発者に提供される情報を制限するように構成されることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記システムは、前記開発者が、特定の問題が生じたデバイスに関するオペレーティングシステムを管理する組織からのコアアプリケーションの開発者であるか否かに基づき、前記開発者に提供される情報を制限するようにプログラムされることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項7】

前記システムは、問題のタイプに従って問題に関する情報をグループ化するように構成されることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項8】

前記システムは、特定の問題が生じたデバイスに関するデバイスタイプおよびオペレーティングシステム識別子を示す情報を、問題報告で提供するように構成されることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項9】

開発者からのアプリケーションのアップロードを受け入れ、前記アップロードされたアプリケーションの各アプリケーションと前記アプリケーションがアップロードされた開発者アカウントとを関連付ける開発者アップロードインターフェースをさらに具備することを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項10】

前記システムは、前記開発者に関して異なるバグが生じる割合から判断される深刻度レベルによってソートされたバグを前記開発者に提示するようにプログラムされることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項11】

ソフトウェア問題報告を管理するためのコンピュータ実装された方法であって：中央サーバシステム上で動作するオンラインアプリケーションストアから、前記中央サーバシステムから遠隔にあって複数のユーザに関連付けられる複数のコンピューティングデバイスへ、複数のソフトウェアアプリケーションを分散する段階であって、前記複数の

ソフトウェアアプリケーションは、複数のソフトウェア開発者によって前記オンラインアプリケーションストアからの分散のために提供され、前記複数のユーザおよび前記複数のソフトウェア開発者は、互いに独立し、前記オンラインアプリケーションストアを経営する組織から独立している、前記分散する段階と；

前記複数のコンピューティングデバイスの1つまたは複数の特定のコンピューティングデバイスから複数のソフトウェアアプリケーション問題報告を前記中央サーバシステムで受信する段階と；

前記複数のソフトウェアアプリケーションのうち特定のソフトウェアアプリケーションに、前記複数のソフトウェアアプリケーション問題報告のうち特定のソフトウェアアプリケーション問題報告を関連付ける段階と；

前記複数のソフトウェア開発者のうち特定のソフトウェア開発者から識別情報を受信する段階と；

前記特定のソフトウェア開発者からの前記識別情報の受信に応じて、前記特定のソフトウェア開発者の各アカウントに対して、前記特定のソフトウェア開発者によって提供された前記オンラインアプリケーションストアによって分散されたアプリケーションを関連付ける段階と；

1人または複数人の特定のソフトウェア開発者によって提供された各ソフトウェアアプリケーションに関連付けられた1つまたは複数のソフトウェアアプリケーション問題報告を記述する情報を、前記特定のソフトウェア開発者の1人または複数人に提供する段階と；

を具備することを特徴とするコンピュータ実装された方法。

【請求項12】

前記複数のソフトウェアアプリケーション問題報告は、フリーズ、クラッシュ、およびユーザ生成されたコメントのうち少なくとも1つに関する報告を具備することを特徴とする請求項11に記載のコンピュータ実装された方法。

【請求項13】

前記複数のソフトウェアアプリケーション問題報告は、特定の問題報告を生成したデバイスに対するトレースデータ、および前記デバイスの構成に関する情報を含むことを特徴とする請求項11に記載のコンピュータ実装された方法。

【請求項14】

前記複数のソフトウェア開発者からのソフトウェアアプリケーションアップロードを受信し、前記アプリケーションに関する開発者アカウントに各アップロードされたアプリケーションを関連付け、前記アップロードされたアプリケーションの特定の1つと受信した問題報告とを関連付けることをさらに具備することを特徴とする請求項11に記載のコンピュータ実装された方法。

【請求項15】

命令を記録する1つまたは複数の有形で非一時的な記録可能なメディアであって、1つまたは複数のプロセッサによって実行される時：

中央サーバ上で動作するオンラインアプリケーションストアから、前記中央サーバから遠隔にあって複数のユーザに関連付けられる複数のコンピューティングデバイスに複数のソフトウェアアプリケーションを分散する段階であって、前記複数のソフトウェアアプリケーションは、複数のソフトウェア開発者によって前記オンラインアプリケーションストアからの分散のために提供され、前記複数のユーザおよび前記複数のソフトウェア開発者は、互いに独立し、前記オンラインアプリケーションストアを経営する組織から独立している、前記分散する段階と；

前記複数のコンピューティングデバイスのうち1つまたは複数の特定のコンピューティングデバイスから複数のソフトウェアアプリケーション問題報告を前記中央サーバシステムで受信する段階と；

前記複数のソフトウェアアプリケーションのうち特定のソフトウェアアプリケーションと前記複数のソフトウェアアプリケーション問題報告のうち特定のソフトウェアアプリケ

ーション問題報告とを関連付ける段階と；

前記複数のソフトウェア開発者のうち特定のソフトウェア開発者から識別情報を受信する段階と；

前記特定のソフトウェア開発者からの前記識別情報の受信に応じて、前記特定のソフトウェア開発者の各アカウントに対して、前記特定のソフトウェア開発者によって提供された前記オンラインアプリケーションストアによって分散されたアプリケーションを関連付ける段階と；

前記1人または複数人の特定のソフトウェア開発者によって提供された各ソフトウェアアプリケーションに関連付けられた1つまたは複数のソフトウェアアプリケーション問題報告を記述する情報を、前記特定のソフトウェア開発者の1人または複数人に提供する段階と；

を具備する動作を実行することを特徴とする有形で非一時的なメディア。

【請求項16】

前記複数のソフトウェアアプリケーション問題報告は、フリーズ、クラッシュ、およびユーザ生成されたコメントのうち少なくとも1つに関する報告を具備することを特徴とする請求項15に記載の有形で非一時的なメディア。

【請求項17】

前記複数のソフトウェアアプリケーション問題報告は、特定の問題報告を生成したデバイスに対するトレースデータ、および前記デバイスの構成に関する情報を含むことを特徴とする請求項15に記載の有形で非一時的なメディア。

【請求項18】

前記動作は、前記複数のソフトウェア開発者からのソフトウェアアプリケーションアップロードを受信し、前記アプリケーションに関する開発者アカウントと各アップロードされたアプリケーションとを関連付け、前記アップロードされたアプリケーションの特定の1つと受信した問題報告とを関連付けることをさらに具備することを特徴とする請求項15に記載の有形で非一時的なメディア。